

英米知の財産権法関連判決集〔地図等〕

- 1785 年王座裁判所 Sayre v Moore, 1 East 361;
1789 年王座裁判所 Dr. Trusler v Murray, 1 East, 363 n.;
1801 年王座裁判所 Cary v Longman and Rees, 1 East 358;
1806 年大法官裁判所 Matthewson v Stockdale, 12 Ves. 270;
1809 年大法官裁判所 Longman v Winchester, 16 Vesey. Jun. 269;
1814 年大法官裁判所 Wyatt v Barnard, 3 Vesey & Beames 77 —

松川 実

《目次》

- (1) 1785 年王座裁判所 Sayre v Moore, 1 East 361
(2) 1789 年王座裁判所 Dr. Trusler v Murray, 1 East, 363 n.
(3) 1801 年王座裁判所 Cary v Longman and Rees, 1 East 358
(4) 1806 年大法官裁判所 Matthewson v Stockdale, 12 Ves. 270
(5) 1809 年大法官裁判所 Longman v Winchester, 16 Vesey. Jun. 269
(6) 1814 年大法官裁判所 Wyatt v Barnard, 3 Vesey & Beames 77

(1) 1785 年の王座裁判所 Sayre v Moore, 1 East 361¹⁾

原告：セイヤー (Robert Sayer [Sayre は誤植?], 1725-1794) 地図海図書肆

原告地図：4 枚の北アメリカの地図 (Charts of North America)

被告：ムーア (John Hamilton Moore, 1738-1807) 航海学教師

被告書籍：「ベリサール島からケープコッドへの北米の新しく正確な海図 (A New and Correct Chart of North America from the Island of Bellisle to Cape Cod, by John Hamilton Moore, London 1784)」

訴外：ドラローシェット (Louis Stanislas d'Arcy Delarochette, 1731-1802) 地図製作者

訴外：ウィンターフェルト (Winterfelt) 彫刻家

証人：シュテフェンソン (John Stephenson, 1757-1831) 船長

証人：キャンベル海軍大将 (Admiral John Campbell, 1720-1790) ニューファンドランド島知事

裁判所：王座裁判所 (特別陪審)

裁判官：マンスフィールド卿 (William Murray, 1st Earl of Mansfield, 1705-1793)

判決日：1785 年 2 月 28 日

本件は、海図の偽版が問題となった事件である。海図は 1777 年のプリント著作権法 (Prints Copyright Act 1777, 17 Geo. 3. c. 57) の制定法によって保護されている。複製された海図は、数にして 4 つであり、被告ムーア (John Hamilton Moore, 1738-1807) がそれらを大きな 1 つの地図にまとめた。証拠によれば、被告は自分の発行物の全体に渡って原告らの著作物を盗用したが、被告はそれに多くの変更と改良を加えたという。さらに、原告らが、もともと、これらの地図の素材を集めるために多大な費用を掛けてきたということも証明された。訴外ドラローシェット (Louis Stanislas d'Arcy Delarochette, 1731-1802) は、著名な地理学者で彫刻家であったが、原告らによって地図の彫刻に雇われていた。訴外ドラローシェットがい

1) 訳注：Edward Hyde East, Reports of Cases argued and determined in the Court of King's Bench, with Table of the Names of Cases and Principal Matters, Vol. I, Containing the Cases in the 41st Year of Geo III. 1800-1801, London 1805, 361-362.

うには、原告らの現在の地図は、昔の地図をオリジナルの著作物として、以前から利用されていた海図に大幅な改良がなされたものであるという。原告らの海図は、現存する海図や地図すべてを基にして作成されたほかに、多くの雑誌原稿、既発行書籍、旅行者の原稿等を使って改良されてきたという。訴外ドラローシェットによれば、原告らが素材に掛けた費用は、疑いなく3,000ポンドから4,000ポンドに達したという。被告の海図は、このようにして原告らが作成した海図を盗用したものであって、その際、多少改変を加えたという。裁判所が、被告に対して、被告の海図のために他の描画や印刷物を偽版したのか、あるいは、彫刻を偽版したのかという質問をなした時に、被告は彫刻を偽版したと答えたという。彫刻家の訴外ウィンターフェルト（Winterfelt）は、実際、被告が原告らの地図から、西インド諸島のパッサージ湾（Gulph Passage）の下書きをするために雇われたという。被告のために多くの証人が呼ばれた。中でも、訴外シュテフェンソン（John Stephenson, 1757-1831）と訴外キャンベル海軍大将（Admiral John Campbell, 1720-1790）であった。訴外シュテフェンソンは、2つの発行物を慎重に検証して、それらには極めて重要な差異があるという。そして被告に有利な証言をした。つまり、原告らの地図には基本原則がない。原告らの地図は、メルカトル（Mercator）原理にも平面海図にも基づいていなく、ただ、これらメルカトル原理と平面海図を変造したものに基づいていたという。そのため、赤道近くでは平面海図は非常に都合がよいが、赤道から離れると、メルカトルに頼らなければならない。原告らの地図には非常に重大な誤りもあった。原告らの地図では、緯度と経度から位置を割り出す際に、間違った場所がたくさんあったという。これらの地点も、測深による誤差も、被告によって訂正された。キャンベル海軍大将は、2つの種類の海図しかないという。1つは、平面海図であるが、現在、これはほとんど使われていない。もう1つは、最善の海図であるが、メルカトルと呼ばれ、それは、緯度、経度の度数が非常に正確である。その優秀さは、高緯度では大いに必要であったが、赤道近くの場合は、ほとんど、あるいは両者に全く差がない。原告らの地図は、船乗りの間で認められた原理に全く基づいていなかったし、航法のルールも、原告らの地図には適用できなかったし、そのため、原告らの地図は全く役に立たなかったという。

マンスフィールド卿（William Murray, 1st Earl of Mansfield, 1705-1793, Chief

Justice)

本件での判断のルールは、この国にとって非常に重大な問題である。本件を判断する際に、我々は等しく有害な影響を与える2つの両極端な立場を警戒するように注意しなければならない。すなわち、一方では、社会奉仕のために自分の時間を費やし、能力のある者から、その者たちの正当な利益とその独創性と労働の報酬が奪われてはならないということであり、もう一方は、遅れた技能の改善や進歩も世界から奪われてはならないということである。著作者の著作権を保護する法は、言葉や感情を偽版から保護するが、同じ対象を書くことを禁止はしていない。歴史や辞書の場合と同様に、まず第1に、人は同じもろもろの事実に関係を与え、さらにそれを同じ時間の順序で並べることもある。後者の場合、解釈は同一の一致した言葉で書かれることになる。これらのケースでは、必ず陪審に持ち込まれる事実問題は、「その改変は単に言い逃れのために施されたのかどうか」という点である。ある著作物が他の著作物の写しである、あるいは、紛れもなく写しであると考えることができるには、合理的に類似性が存在しなければならない。版画の場合、疑いのないことは、別々の人が同じ絵から版を彫刻することは許されるということである。同じ原理は、海図にも当て嵌まる。海図を公表する意思を持っている人は誰でも、先行する海図を利用することができる。海図の場合、他のケース以上に、独占はあり得ない。しかし、この種の問題を前提に陪審はそれが卑しむべき模倣であるかどうかを決定することになる。誤った海図が作成された場合、それが利用目的のためにより使いやすく、便利になるならば、神は全く訂正すべきでないとは必ずしもいわないだろう。しかし、この場合、極めて重要な改変も様々な形で存在したといわれている。原告らのこの海図は間違った原理で作られ、航行には役に立たない。したがって、被告は誤りを訂正したのであって、卑しむべき複製をしたのではない。仮に、そう考えるならば、被告は勝訴することになる。あるいは、被告の著作物が単なる卑しむべき模倣であり、他からの偽版であると判断したならば、原告らが勝訴することになる。

結果として、被告勝訴の評決が下された。

(2) 1789 年王座裁判所 Dr. Trusler v Murray, 1 East, 363 n.²⁾

原告：トラスラー (Dr. John Trusler, 1735-1820) 文学編集者

原告書籍：「年代記あるいは歴史家必携ハンドブック (Chronology, or the Historian's Vade Mecum, 4th edit., London, 1772)」

被告：マリー (John Murray, 1745-1793) 書肆

被告書籍：「歴史家ポケット辞典 (The Historian's Pocket Dictionary; Annexing Dates to The Memorable Occurrences, from The Earliest Period of History to The Present Time... Also The Sovereigns of England and Scotland, Distinguished Painters, &c. and Eminent Men of all Professions, London 1789)」

裁判所：王座裁判所

担当裁判官：ケニヨン卿 (Lord Kenyon, 1732-1802)

判決日：1789 年 12 月 1 日

ケニヨン卿 (Lord Kenyon, 1732-1802)

本件は、年表 (Chronology) という書籍の偽版に対する訴訟である。原告は原告著作物と被告著作物には、部分的な違いはあるが、基本的には同一であり、特に 20 頁から 34 頁は一字一句その複写であることが証明されたという。

ケニヨン卿

仮にそれが事実とすれば、被告書籍で引き写した部分以外の部分が被告によるオリジナルであるとしても、原告には損害賠償が認められなければならない。ケニヨン卿がいうには、バサースト卿 (Lord Bathurst, Henry Bathurst, 2nd Earl Bathurst, 1714-1794) も昔、同じ意見であったという。そして、バサースト卿は、以前発行された別の詩と一緒に、メイソン (William Mason, 1724-1797) 作のいくつかのオリジナルの詩の発行に関して正当であると考えた。さらに、クック (James Cook, 1728-1779) の世界一周旅行 (Cook's Voyage around the World) の要約に関しても、同様であった。

2) 訳注：Edward Hyde East, Reports of Cases argued and determined in the Court of King's Bench, with Table of the Names of Cases and Principal Matters, Vol. I, Containing the Cases in the 41st Year of Geo III. 1800-1801, London 1805, 361.

本件での主要な問題は、実質上、一方の著作物は、他の著作物の複写ないしは模倣かということである。なぜなら、疑いがない点は、年表のような著作物で関連するのは、同一の事実であるからである。バサースト卿は、仲裁人にこれら2冊の書籍を比較、チェックさせ、その意見を自ら参照することを提案し、当事者らもそれを了承したという。

(3) 1801 年王座裁判所 *Cary v Longman and Rees*, 1 East 358³⁾

原告：ジョン・ケアリー (John Cary, 1754-1835) 地図製作者・書肆

原告書籍：「ケアリーの新しい旅程。または、イングランドとウェールズの間を行き来する大道路の正確な図表等。郵政長官閣下の命令によって実際の測定結果から (Cary's new itinerary; or, An accurate delineation of the great roads both direct and cross throughout England and Wales, &c. from an actual Admeasurement made by Command of his Majesty's Postmaster-General, &c.)」

被告：ロングマン (Thomas Norton Longman, 1771-1842) 書肆

リース (Owen Rees, 1770-1837) 書肆

被告訴訟代理人：ギブズ (Vicary Gibbs, 1751-1820)

被告図書：「すべての主要な一本道路の新しく正確な図表等、郵政長官閣下の命令によって作られる最新の実際の測定結果から (A new and accurate Description of all the direct and principal Roads, &c. from a late actual Admeasurement made by Command of his Majesty's Postmaster-General)」

訴外：ダニエル・パターソン (Daniel Paterson, 1739-1825) 地図製作者

原本：「イングランドとウェールズのすべての直通幹線交差道路の正確な解説 (A new and Accurate Description of the all the Direct and Principal cross Road in England and Wales, 13.Ed., by Daniel Paterson, London: Printed for the Proprietor, and sold by Messrs. Longman and Rees, 1803)」

3) 訳注：Edward Hyde East, Reports of Cases argued and determined in the Court of King's Bench, with Table of the Names of Cases and Principal Matters, Vol. I, Containing the Cases in the 41st Year of Geo III. 1800-1801, London 1805, 358.

訴外：ニューベリー (Francis Newbery, 1743-1818) バターソン書籍の権利譲受人

裁判所：王座裁判所

裁判官：ケニヨン卿 (Lord Kenyon, 1732-1802)

判決日：1801 年 4 月 25 日

本件は、原告の書籍の偽版に対する場合訴訟である。原告が宣告した最初の争点は、原告が、「ケアリーの新しい旅程。または、イングランドとウェールズの間を行き来する大道路の正確な図表等。郵政長官閣下の命令によって実際の測定結果から (Cary's new itinerary; or, An accurate delineation of the great roads both direct and cross throughout England and Wales, &c. from an actual Admeasurement made by Command of his Majesty's Postmaster-General, &c.) という題号の一定の書籍の著作者であり、本書を販売等のために発行してから 14 年間の間の著作権者であるという。被告は、原告書籍の利潤、原告の著作権の便益を原告から奪うことを意図して、「すべての主要な一本道路の新しく正確な図表等、郵政長官閣下の命令によって作られる最新の実際の測定結果から (A new and accurate Description of all the direct and principal Roads, &c. from a late actual Admeasurement made by Command of his Majesty's Postmaster-General)」という題号の一定の書籍の様々な複本を故意に発行し、販売のために陳列した。この被告書籍は、発行前に、原告の同意等がなく原告書籍を故意で違法に複写したものであるという。第 2 争点は、前述の書籍の大部分は、その当時以前に、原告の同意等がなく、原告書籍を故意で違法に複写し偽版したものであるということである。第 3 争点は、原告はケアリー旅行記の権利者であるということである。第 6 争点は、原告には、イギリス王国の道路に関して一定の物を印刷する単独の権利があり、原告の一定の書籍を過去 14 年間以内に初版を発行したということである。

王座裁判所でケニヨン卿の法廷で、原告書籍と被告書籍の双方のもともとの原本といわれるものは、1771 年にバターソン (Daniel Paterson, 1739-1825) によって最初に発行された書籍であり、その著作権は、1788 年、(著作者はその当時まだ生存していたので) ニューベリー (Francis Newbery, 1743-1818) に付与されたということが明らかになった。バターソンの書籍は版を重ねて、1796 年には 11 版が発行された。1797 年に、原告は主要な道路の実地調査をするために、郵政長官によっ

て雇用された。そして、その原告書籍は、パターソンの原本書籍の最後の版に多くの実質的な訂正と追加を施してよいというニューベリーや郵政長官らの許可があって、原告によって発行された。これらの訂正追加の主要のものは、実際の調査によって距離の訂正もいくつか含まれた。つまり、いくつかの郵便局のある町で宿から宿の距離の測量し、ある町から別の町までの距離を追加し、パターソンの書籍よりも多数の道路に索引を追加し、道路脇の紳士たちの屋敷の数を追加し、いくつかのルートを削除して多くのほかのルートを追加した。他方、その後、パターソンの原作の第12版として、被告によって発行された著作物は、原告書籍の改良を一字一句、さらにそれを誤魔化するために改変を施し、原告書籍の10分の9も複写していたという。

原告勝訴の評決の後、被告訴訟代理人ギブズ (Vicary Gibbs, 1751-1820) は、著作者に一定期間、著作権を付与しているアン法1条 (stat. 8 Ann. c. 19. s. 1) も、実は「すべての『書籍の著作者』とその権利譲受人は、『その書籍』を印刷する単独の自由を14年間有する」と定めているという理由で新しい法廷を申し立てた。ギブズは、確かに、被告らが、原告によって原告の旅程に導入されたオリジナルの著作物への変更や追加を、原告自身がそのオリジナルの著作物に複写したのと同じ方法で、複写したことは否定できなかったけれども、原告をアン法の意味の範囲内の「その書籍の著作者」とみなすことはできない。なぜなら、原告書籍で施された変更や追加の大部分も、以前に他の者によって発行されたものであり、原告もそれに対して権限がないからであるという。

ケニヨン卿 (Lord Kenyon, 1732-1802)

確かに、原告には、原告が自分の書籍の中で、パターソンの原本から引き写した部分について訴訟を提起することができる権限はない。しかし、原告には、自分の追加と改変に対しては権利があることは明白である。そのような追加と改変の多くは、極めて重要で価値が高い。被告らは、少なくとも、彼らの書籍の中でこの部分を複写したことには責任を負わなければならない。被告らが、原告の書籍を偽版したことは、法廷で極めて明瞭に証明された。つまり、改変と追加の少なくとも10分の9は一字一句複写されたという。印刷された著作物自体は、印刷時に被告らによって、その一部はハサミで切り取られたり、あちこちに散在していた追加原稿に含まれていた2、3枚の切れ端で、それらの一部は単に名目上、誤魔化すために利

用された。仮に、著作者に1冊の書籍全体に排他的権利がなければ、その著作者には1冊の書籍の一部にも全く著作権がないという誤りを真実と信じて、複数の裁判所は長い間、骨を折ってきた。私は、メイソン（William Mason, 1725-1797）のケース（Mason v Murray）では、その書籍全体とその一部の権利につき、別の考え方が採られたことを記憶している。トーマス・グレイ（Thomas Gray, 1716-1771）のいくつかの詩は、発行される前に存在したが、それはメイソンによって収集され、いくつかの新しい詩が追加されて発行された。しかし、メイソンは全体の書籍に財産権を持っていなかった。しかし、被告はその全部を複製した。大法官バサースト卿（Lord Henry Bathurst, 2nd Earl Bathurst, 1714-1794 [Lord Apsley]）は、追加的な詩の発行につき被告に対して差止命令を下した。そこで、ハードウィック卿（Lord Hardwicke, Philip Yorke, 1st Earl of Hardwicke, 1690-1764）は別のケース⁴⁾であるが、被告らがニュートン（Dr. Thomas Newton, 1704-1782）の注釈のついたミルトン（John Milton, 1608-1674）の失樂園（Paradise Lost, 1667）を印刷することを禁止する差止命令を付与した。もっとも、被告らが、注釈がなければ、原作を発行する自由があったことに疑いはなかった。

裁判官全員によって申立を却下した。

（4）1806年の大法官裁判所 Matthewson v Stockdale, 12 Ves. 270⁵⁾

原告：マシューソン（Matthewson）インディア・ハウスの事務員（1792年から1825まで勤務）

4) 原注(b): 1752年4月30日の大法官裁判所 Tonson v Walker and Another 事件判決、これは1769年の王座裁判所 Millar v Taylor, 4 Burr. 2325, 2235 事件判決および1762年の大法官裁判所 Tonson v Collins, 2 Blac. 332 事件判決に引用されている。タルボット卿（Lord Talbot, Charles Talbot, 1st Baron Talbot, 1685-1737）が担当した1735年11月の大法官裁判所 Matte v Falkner 事件判決は、4 Burr. 2353, 1 Blac. Rep. 331、さらに、オリジナルの発行物が問題となった1786年の大法官裁判所 Carnan v Bowler, Brown Chancery Cases, Vol. 2, 80 事件判決に引用されているので、それらを参照せよ。本誌本号 Sayre and Others v Moore、さらに本誌本号 Dr. Trusler v Murry も参照。

5) 訳注: Francis Vesey, Jun., Reports of Cases argued and determined in the High Court of Chancery, With a digested Index. Vol. 12, Boston: Charles C. Little and James Brown, Boston 1845, 270-277.

原告訴訟代理人：法務次官ロミリー卿 (Sir Samuel Romilly, 1757-1818), ワイアット (Mr. Wyatt)

原告書籍：「東インド・カレンダーまたは人名簿 (East India Calendar or Directory)」

被告：ストックダーレ (John Stockdale, 1749(?) - 1814)

被告訴訟代理人リチャーズ (Mr. Richards), ヒールド (Mr. Heald)

被告書籍：「ベンガルまたは東インドのカレンダー (The Bengal or East-India calendar: for the year MDCCXCV: including a list of the Hon. and United East-India Compy's civil and military servants on the Bengal establishment, &c. Also those at Madras, Bombay, Fort Marlborough, China, and St. Helena. Corrected at the East-India House, London: Printed for John Stockdale, Piccadilly 1795)」

訴外：デブレット (John Debrett, 1753-1822) 書肆

裁判所：大法官裁判所

裁判官：大法官アースキン卿 (Thomas Erskine, 1st Baron Erskine, 1750-1823)

判決日：1806年2月27日

「東インド・カレンダー (East India Calendar)」という書籍には、1枚の地図や海図、年表などと同様に著作権がないかも知れないが、そこに掲載された個々の作品には著作権が存在することがある。そして、同一趣旨の別の著作物が、オリジナルの編集物ではなく、見せ掛けのための改変だけを施した単なる複製であるということが明らかになった場合には、もとの著作物は差止命令によって保護されることになる。本件での差止命令は、コモン・ロー裁判所の判断がなかったので当裁判所の本件審理まで続けられた⁶⁾。

原告らは、被告の行為は著作権侵害であると訴えて、被告は東インド・カレンダーまたは人名簿を発行することを差止命令によって禁止された。本件訴訟では被告によってその差止命令の解消を申し立てた。

訴答によって主張されたように、本件では、もともと原告らが提案した人名録の

6) 原注 (a) : See note (b) to Cary v Faden, ante, 5 V. 24, and cases cited; Eden, Injunct, (2d Am. ed.) 328, 329; 2 Story, Eq. Jur. § 940, and notes; 2 Kent, (5th ed.) 381, et seq.

発行を被告が了承して、この種の著作物を発行することになった。原告らは、インディア・ハウスの事務員であったが、正確なリストを調達できた。その正確なリストに対して、被告は原告らに年間5ギニーを支払った。紛争の発端は、原告らが賃上げを要求したことである。それに対して、被告が原告らを何故に雇ったかといえ、被告の主要な目標は、「本著作物はインディア・ハウスで校閲された」という一文を被告書籍の扉に付記するためだけであった。それゆえ、被告は賃上げの要求を拒否した。そこで、類似の著作物を計画している書肆がほかにもいたので、原告らは、その一人、書肆デブレット（John Debrett, 1753-1822）に自分たちの著作物を発行してくれるように申し込んだ。しかし、被告は、原告らの著作物が被告の著作権を侵害するものであると考えなかったので反対しようとは思わなかった。原告らは、デブレットから人名録という著作物の発行を準備し、その企画を推し進めた。本件訴状で保護が要求されている著作物は、書肆デブレットが発行した人名録である。

この2冊の書籍を比較した結果によれば、題号に若干の些細な変更はあったけれども、印刷のやり方は全く同一であった。それぞれの頁では、行の傍らの数字は全く同じで、索引も同一であった。確かに、被告は新しく、主にセイロンの支配者層の人名録を追加したが、それは被告書籍の中頃に挿入された。原告に有利に主張されたことであるが、追加分に新規に頁数を振ると、原告らの索引を変更しないで利用できなくなるために、被告は追加した頁には「アスタリスク」を付けて頁数を振った。もう一つよく似た模倣として指摘されたのは、スミス（Smith）という名前である。もちろん、スミスという名前は多いので長いリストが作られたが、原告らは、アルファベット順で彼らのクリスチャン・ネームで並べる方式を採用しなかったし、被告の並べ方も採用しなかった。そのような名前は全部、原告の書籍に記載されていたように正確に、何ら特別な調整もなされずに被告の書籍に挿入されていた。原告らの書籍の一つの誤植、つまり、「Controller」と記載すべきところを「Commissioner」という単語が書かれている誤りも、被告によってそのまま引き継がれている。原告書籍の値段は5シリング6ペンスであるが、被告書籍の価格は2シリング6ペンスであった。

被告訴訟代理人リチャーズ（Mr. Richards）と同ヒールド（Mr. Heald）は、この差止命令の解消申立を支持して、原告の書籍のような対象物にはそもそも著作権

が存在し得るのかどうかにつき、かなりの疑問があると述べて、偽版があるならば、それは原告らが冒したものであって、最初に著作権を保有したのは被告であると主張した。被告訴訟代理人らは、この種の著作物と海図を比較し、誰でも変更と追加を発行する権利を持っているという。しかし、仮に、全体ではなく変更や追加された部分しか発行されなかったならば、著作物は完全ではなく利用できなくなるだろうという。1785年王座裁判所 *Sayre v Moore*, 1 East 361 事件判決と1789年王座裁判所 *Trusler v Murray*, 1 East, 363, n. 事件判決で、マンスフィールド卿の意見とケニヨン卿 (Lord Kenyon, 1732-1802) の意見を調和させることは難しい。詩に関するケースと比較したケニヨン卿の立場は採ることはできないという。この例では、この詩と同様なケースも海図のケースにおいても、わざわざオリジナルな著作物を発行する必要はないからである。詩が追加されて、別個に公表することはできるが、それはオリジナルの著作物とは何ら関係がない。この種の著作物のジレンマは、公衆がその訂正を知ることでもできず、このような著作物の著作者もオリジナルの著作物を自分の著作物に取り込まなければならないということである。名前からしか構成されていない索引も同一であるに違いない。1769年の王座裁判所 *Millar v Taylor*, 4 Burr. 2303, 2377, 2400 事件判決でのマンスフィールド卿の判断のいくつかの文章から、大法官裁判所はその結果が取り返しのつかない災いであるような明白なケースでなければ、差止命令によって干渉しないように思われるという。

原告訴訟代理人であり法務次官のロミリー卿 (Sir Samuel Romilly, 1757-1818) と同ワイアット (Mr. Wyatt) は、東インド・カレンダーが一般的に著作権の対象であるとは主張していないが、原告らは、その特殊な著作物に著作権を持っていると主張した。さらに、被告の発行物は、チェックによれば明白な偽版であり、非常に卑屈な模倣であると思われると主張した。原告訴訟代理人は、さらに以下のように述べた。つまり、エルドン卿 (John Scott, 1st Earl of Eldon, 1751-1838) は、1803年の大法官裁判所 *Universities of Oxford and Cambridge v Richardson*, 6 Vesey 689; 707 事件判決と1803年の大法官裁判所 *Hogg v Kirby*, 8 Vesey 215 事件判決の判決文で、1769年の王座裁判所 *Millar v Taylor* 事件判決について言及したが、そもそも1769年の王座裁判所 *Millar v Taylor* 事件判決は現在では法でないし、大法官裁判所が差止命令を支持する際の現在のルールは、仮に疑問があれば、その疑問を払拭する義務はあくまで被告にあると示唆したという。

それに対して、被告訴訟代理人リチャーズは、訴答で以下のように述べた。つまり、本件には、1803年の大法官裁判所 *Hogg v Kirby* と同様に、裁判管轄権を認める根拠がなかった。そもそも1803年の大法官裁判所 *Hogg v Kirby* 事件は信賴違反の事件である。原告の著作権自体に極めて問題があった。著作権自体の問題をその後否定された1769年王座裁判所 *Millar v Taylor* 事件判決と同様に強調することなく、コモン・ロー上は、本件原告が有利であり、原告もコモン・ローを根拠としていたので、仮に、コモン・ロー上、原告が不利でなければ、大法官裁判所も介入しないということで満足しなければならないという。

大法官アースキン卿 (Thomas Erskine, 1st Baron Erskine, 1750-1823)

著作権の法理をそんなに拡大することは危険であるとは分っているが、気が変わり、これまで確立された法とみなされるものに従って判断しようとしていたものとは、違った判断を下すことになろう。著作権はまだ維持されているが、少なくとも著作権を維持することが困難ないくつかのケースが発生してしまった。トラスラー (Dr. John Trusler, 1735-1820) の年代記のケース (1789年王座裁判所 *Dr. Trusler v Murry* 事件) において、すべての注目に値する歴史的事件、著名な人物の説明、好奇心をそそり興味深い読物すべては、過去に過ぎ去った情報であり、それに変更を加えることができない。万人の出来事は、平等に、すでに他人によって収集された素材に追加したり改善したり、オリジナルな著作物を作成しようとする者すべてにとってもオープンである。誰もそのようなものを独占することはできない。したがって、仮に、被告が原告の年代記の複雑さに心配であれば、被告が改善や追加などの努力を施すように、原告トラスラーは被告に要求する権利はなかった。しかし、このケースは判決に至らずに仲裁に入った。しかし、大法官裁判所が述べたことは、仮に、その被告の著作物が、言い訳の改変だけをして、あらゆるアレンジを利用して他の著作物を単に複写したものであったならば、原告トラスラーには判決を求める権利があることに疑いはなく、最終的に、トラスラーは勝訴の判決を得たであろうという。

ほかに、いくつかのケースもあるが、次は地図のケースである。地図のケースの被告は、あのケースの被告であった。その被告は、故ブライアン・エドワーズ (Bryan Edwards, 1743-1800) の非常に興味深い著作物を発行し、その中に聖ドミンゴ島の地図を入れた。その被告は、改善や訂正のために人を使って、現に調査してから

地図を作成することはしなかった。そして、単に言い訳のために改変をただけで複製した。聖ドミンゴ島の地図に著作権を持つことは、どのように可能なのかと質問されるかも知れない。山は、同じ位置にある必要はないのか。川も流れが同じである必要はないのか。土地、それらの地点を繋いでいる海岸、住民によって提出された名前、地図を構成しているすべての物は、同一である必要はないのか。これらのすべての反論が主張された。それに対する回答は、原告の主張の対象は、多大な費用を掛けて作成され、それ以前の地図と比べて、改良されている点で区別されることが明白な地図であった。それに対し、被告の地図は、卑屈なイミテーションに過ぎなく、著作権を与えるには、全く費用を掛けずに、創意工夫もなければ、持つ物が何もなかった。イギリス海峡の海図のケースで、私はそのような海図に著作権あるという主張には反対しなければならなかった。そして、同じ意見も述べられた。隣接する海岸や測深で、いくつかの地点の緯度と経度は、自然によって配置されたものと同一であってはならないのか。緯度と経度は自然と同一でなければならない。あるいは、その海図は水夫を難破させるに違いない。それでは、海図にはオリジナリティのためにどのような余地が存在し得るのか。それは、新しい海図や地図を作らない理由であるかも知れない。しかし、それは卑屈な模倣の理由ではない。

それでは、これは、どのように見抜くことができるのか。仮に、両方が正確ならば、両方ともオリジナルでないのかどうかを判断することは相当困難だろう。私も認めるが、イギリス海峡や、聖ドミンゴ島や、世界の出来事のようなテーマを誰も独占することはできないはずである。誰でも他人のオリジナルの著作物から有益なものを借用したり、改良追加したり、公衆全体に提供することは許される。他人のもともとのオリジナルの著作物と比較して、新たに追加や改良しても、そのようなケースでは何ら権利侵害もない。パッターソンの道路本のケース（1801年王座裁判所 *Cary v Longman*, 1 East, 358; 1799年大法官裁判所 *Cary v Faden*, 5 Ves. 24; see the note, page 26）では道路がそこにある限り、距離は同一で、すべての物も同一であるはずである。オリジナリティであると示すために誤植を挿入するはずもない。しかし、ケアリー（John Cary, 1754-1835）は、ある者が他人の著作物や道路、両当事者にオープンなイギリスの各名所を複製したのかどうか、ある者が卑劣な複製のためではなく、追加や改良のために情報として、他人の著作物を利用したのかどうかにかかわらず、この点で勝訴した。これらのケースでは、誤記がそのまま

複写されていることが判明した。乾燥した土地に深さ 25 ファザムの水があると描いてある海図は水夫を難破させるだろう。道路本では、グロース裁判官 (Mr. Justice Grose) の美しい屋敷、つまり、小さい修道院 (The Priory) が描かれたところでは、彼の名前を印刷する際の誤植がそのまま複写されていた。いくつかの裁判で起きたように、ある著作物が別の著作物の複写であるという大法官裁判所の判断は決定的である。

これらの見解を本件に当て嵌めると、申立を支持するために強調された説明は、私に強い印象を与えることになった。つまり、永久の性質のある著作物と一時的な性質の著作物との間には大きな差があるということをよく理解し、私が被告を苦しめてしまうのではないかと懸念したので、一旦は、差止命令の解消に心が向かった。前者、つまり、永久の性質の著作物に基づく本件は、本来、審理されなければならないだろう。しかし、その結果もこの種の、つまり、陳腐になりやすい性質の著作物では大きく異なる。特に、この裁判では、この著作物は絶えず入れ替わりが激しい人名から出来ている。そして、次の年には、この著作物もただ同然になってしまうものである。

被告には、訴答によって、本件は差止命令が認められるケースではないと立証する機会があった。なぜなら、仮に、名前、追加そして場所という点で、2つ著作物が改良や修正、追加をして類似であることに違いはないが、名前や追加、場所が同一であると私が認定したならば、差止命令が認められるケースではなかったからである。被告は何が修正であるかを指摘したかもしれないが、彼はそれを私に指摘し、その際、自分が多数の修正をしたことを主張し、さらに点検してくれるようにいった。それで、私は、被告の著作物をチェックした。最初に気付いた点は、この種の著作物は、原告の著作物よりもずっと昔に被告によって始められたということである。しかしながら、確かにそれは著作権の対象ではないが、これらの関係当事者間で東インド・カレンダーの著作権を主張する者はいない。しかし、インディア・ハウスの図書室に出入りできる者が、仮に、苦勞してかなりの犠牲と労働によって、インドの支配者層の名前と職名すべてを正確に入手したならば、そもそもインド・カレンダーには一般的に著作権は存在しないが、その者は、自らがかなりの費用と労働を犠牲にして、その他の点でも自ら赤字で働かされたその個々の著作物に著作権を持っている。1806 年、原告の書籍は 5 シリング 6 ペンスで発売された。被

告は原告書籍を不完全で改善の余地があると考えたので、自分の書籍はもっと金が掛かると考えるのが自然である。しかし、被告は2シリング6ペンスの価格で発行し、原告の著作物が発行された後に、自分の書籍の発行を決めている。被告の成功の鍵は、原告書籍よりも低い価格で販売することができたことであるが、それは、被告がそのオリジナルな編集物に全く費用を出さずに、ただ他人の著作物をそのまま複写して利用したからである。私が原告書籍と被告書籍を比較すると、戦没者、転居、死亡の長いリストに全く変更もないことを見つけたが、頁の体裁さえも全く同じであった。私は、それほど遠くまで著作権を拡大して認めようとは思っていないが、コモン・ロー裁判所で証拠に基づき、審理すべきものはほとんど無かっただろう。しかし、このような状況では、私は、ここで審理する時までこの差止命令を継続しなければならないだろう。というのは、被告は、単に各書籍に対して2シリング6ペンスの割合で原告に利得を支払うだけであるからである。仮に、被告の発行物がさらに安く販売されれば、原告らはもっと高い価格を付けざるを得なくなり、結局、原告らの書籍を売れなくなってしまうだろう。

(5) 1809年大法官裁判所 Longman v Winchester, 16 Vesey. Jun. 269⁷⁾

原告：ロングマン (Thomas Norton Longman, 1771-1842) 書肆

原告書籍：「裁判所カレンダー (Court Calendar)」

原告訴訟代理人：サミュエル・ロミリー卿 (Sir Samuel Romilly, 1757-1818), ベル (Mr. Bell)

被告：ウィンチェスター (James Winchester, 1752-1826) 書肆

被告書籍：「帝国カレンダー (Imperial Calendar: The British Imperial Calendar, for 1809: or, general register of the United Kingdom of Great Britain and Ireland and its colonies; containing lists of both Houses of Parliament, all the

7) 訳注: Francis Vesey Jun., Reports of Cases argued and determined in the High Court of Chancery, from the year 1789 to 1818 with a digested Index. Vol. XVI. From the last London edition, with the notes Francis Vesey, jun. Esq. and the extensive annotations of John E. Hovenden, Esq. of Gray's Inn, Barrister at Law. The whole edited, with Notes and References to American Law, and subsequent English Decisions, by Charles Simner, Esq. Boston: Charles C. Little and James Brown, 1846, 268-272.

official departments of the state, and branches of public service; the church; the law; national, scientific, or commercial companies and institutions; with many additional articles of public utility. Compiled by B.P. Capper. London: printed for Winchester and Son.)」

被告訴訟代理人：ハート（Mr. Hart），ファーンリ（Mr. Fearnley）

裁判所：大法官裁判所

裁判官：大法官エルドン卿（John Scott, 1st Earl of Eldon, 1751-1838）

判決日：1809年11月23日

「裁判所カレンダー（Court Calendar）」の偽版を禁止する差止命令。裁判所カレンダーは、地図また海図の場合と同様に著作物でないが⁸⁾、その中の個別の著作物が著作権を発生させることもある⁸⁾。

いわゆる「帝国カレンダー（Imperial Calendar）」と呼ばれる著作物の発行を禁止する差止命令の解消が申し立てられた。1809年7月、最初に前述したように、複数の人物によって訴状が提出された。その者達は、20年以上前に、類似の3つの別個の著作物、すなわち、王室カレンダー（Royal Calendar）、ロンドン・カレンダー（London Calendar）と裁判所と市の登録簿（Court and City Register）のそれぞれの著作物の権利者であったが、それらを統合することに同意し、1808年に、貴族院と庶民院の議員のリストを含む著作物を発行し、その権利者になった。しかし、彼らのそれぞれの権利を保持するために、さらに、その著作物を3つの部分に分け、それぞれの3つの別々の題号で発行することで合意したという。

8) 原注 (a)：地図や海図が著作物でない点を説明するケースとして、前掲脚注 (b) 1799年大法官裁判所 *Cary v Finden* (Faden の誤植? [訳者]) 第5巻 24頁参照。

1828年12月、ニューヨーク巡回控訴審連邦裁判所で判決が下された *Clayton v. Stone* 事件では、時価表は週2回発行の新聞であるから、連邦議会制定の著作権法のいう書籍ではないと判断された。なぜなら、科学や学問の著作物ではなく、単なる勤勉の著作物に過ぎないからであるという。James Kent, *Commentary of American Law*, Vol. 2, 380, note.

この判断は、決して主要なケース、あるいはほかの判決と整合していない。

1842年ニューヨーク州衡平法裁判所 *Wetmore v. Scovell* (N.Y.Ch. 1842), 3 Edwards, Ch. 515 事件判決で、副大法官は、商業用の私的書簡の発行を禁止する権限の行使を却下した。なぜなら、それらの書簡は文学的作品の性格を全く持っていなかったからである。

訴状によれば、被告は昨年5月に、「帝国カレンダー」という題号で類似の種類の著作物を発行し、それには、同じく、貴族院と庶民院の議員のリストが含まれ、全体として原告らの著作物を複写したという。原告らの著作物には様々な例を示し、目につく誤記もあり、それらは被告の著作物に正確に引き継がれた。

訴答によれば、もともとの著作物は1661年に発行されてより（それは、裁判所で製造された）、同じ種類のいくつかの著作物も公表されてきた。帝国カレンダーは、原告らの著作物に存在した貴族院と庶民院のリストの全体と大量の追加と訂正も含まれていた。さらに、65頁の新しい記事もあり、21頁の記事もあり、それゆえ、内容とアレンジの点で全く違ったものであったので、それらは新しいものとみなされた。また、行に様々な変更と名前の違い、少なくとも原告らの著作物と比べて、単語の数も4千3百に達するほど非常に増加し、前述の追加や変更も被告の大きな労働と費用のもとでなされたという。

被告らは、帝国カレンダーがほかの物から複写されたことを否定した。しかし、被告らも帝国カレンダーのいくつかのパートは、特に、訴状で指摘されたパートが新しい記事を除き、ほぼ、一字一句、さらに、ほかのパートも僅かに変更され、原告の書籍を複写していたことは認めた。さらに、被告の著作物のあるパートは、それが同一である場合には、原告の著作物のパートから複写したものであることを認めたが、原告著作物とは違っている場合には、複写していないという。しかし、原告らは、前述の先行する著作物のあるものから、被告らのリストを複写したように、被告らは、オリジナルではなく、それを改良しようとする人には誰にでもオープンなリストと、注釈しかない著作物を複写するように、複写させる権利も持っている」と具申した。

彼らは、価格が同一であったことを認めた。原告らには前述のリストを発行する排他的権利があり、被告らも同様の権利を有していると申し立てた。

原告のうち9人は、彼らの著作物に、被告らと一緒に共有者であり、その結果、彼らは、原告らを留めることができなかったと認めた。

被告訴訟代理人は、サミュエル・ロミリー卿（Sir Samuel Romilly）とベル（Mr. Bell）、原告訴訟代理人は、ハート（Mr. Hart）とフィアーンリ（Mr. Fearnley）である。

大法官エルドン卿（John Scott, 1st Earl of Eldon, 1751-1838）

私は、この種の著作物に著作権が存在できないという判断をいうことまではできない。同様に、私は、法廷にそれらを提示することなく、その根拠では差止命令を発することを妨げられないだろう。

著作権が存在すると仮定しても、本件の残りの部分でそれほど困難があるわけではない。

特定の国や同一の国の地図を描き、その後、他人によって発行された地図を例に取ってみよう。仮にこの描写が両方とも正確であれば、両方との巧妙に全く同一であるに違いない。しかし、明白なのは、後者の発行人が、そのような理由で、現実の調査の労働と費用を負担しないことも、他人が先行して発行した地図を複写することを正当化することもできない。

パターンソンの道路地図に関して、確かに、道路本を発行するには、ほかの誰でも資格がある。仮に、同一の熟練、知性、努力が、第2の著作物に用いられれば、公衆も、両方の著作物から同一の情報を受け取るだろう。しかし、大法官裁判所が、著作物の単なる再発行を禁止するために介入することには疑いはない。なぜなら、その著作物は、他人がその労働と熟練を世界にもたらしたからである。

たとえば、被告訴訟代理人サミュエル・ロミリー卿によって言及されたように、様々な著作者が選択したものから構成されている著作物は、2人の者だけであれば同じ選択をするかも知れない。しかし、それでも、もともとの著作者たちに依存し、すでに他人によってなされた選択の恩恵に浴することもないに違いない。

1803年の大法官裁判所 *Hogg v. Kirby*, EngR 513; 8 Ves Jun 215; 32 ER 336 (B) 事件判決⁹⁾では、誰でもこの種の著作物を発行することができるということに疑いないが、この種の著作物も差止命令の対象である。各当事者は、自分自身の収集を発行することができる。記事は、偶然同一であるのかも知れない。しかし、誰も、他人の著作物を自分の著作物に複写することによって、公衆の好奇心をそそることはできない。

被告は、この場合に、そのようには行動はしなかった。しかし、被告は、原告らの古い著作物の続き物として、ある著作物の第1号を発行して、本来、許されなかったはずであるが、原告らの著作物によって得られた手柄を自分自身のものにした。

9) 原注 (1)：前述本判例集第8巻215頁。

私が判断を下さなければならない問題は、これらの被告らの著作物の膨大な割合において、原告らの著作物を複写すること以外に、何らの労働も用いていないということが、完全には明確であるかどうかである。

誤記が同一であることから、一方が他方を一字一句、逐語的に複写したということとを否定することは不可能である。

したがって、被告の発行物が、他人の著作物から供給された程度まで、差止命令が発せられなければならない。しかし、ある者がこの種の著作物を公衆に提供することを禁止する傾向をもっていることに私は何もいっていない。仮に、それがオリジナルな労働の「公正な果実」であれば、すべての世界にオープンな対象であるが、しかし、それがオリジナルな著作物の単なる複写であれば、大法官裁判所は著作権の侵害を差止めるために介入するだろう。

したがって、被告が原告らの著作物を複写し発行することを禁止するために差止命令が付与された¹⁰⁾。

エクイティ裁判所が、文学的偽版を禁止する際に介入に手を貸すケースに関して、1799年の大法官裁判所 *Cary v Faden* 本判例集第5巻24頁の脚注を参照。

(6) 1814年大法官裁判所 *Wyatt v Barnard, 3 Vesey & Beames* 77¹¹⁾

原告：ワイアット (John Wyatt, 1752-1818) 書肆

原告訴訟代理人：サミュエル・ロミリー卿 (Sir Samuel Romilly, 1757-1818), ジョンソン (Johnson)

原告定期刊行物：「技能、製造、農業の宝庫 (The Repertory of Arts, Manufacture, and Agriculture, 1794-1862)」¹²⁾

10) 原注 (I)：前掲 1806 年大法官裁判所 *Matthewson v Stockdale* 本判例集第 12 巻 270 頁，1799 年大法官裁判所 *Cary v Faden* 本判例集第 5 巻 24 頁および脚注 26 頁。

11) 訳注：Francis Vesey, John Beames, *Reports of Cases argued and determined in the High Court of Chancery, in the Time of Lord Chancellor Eldon*, Vol. III, 1814, 54-55 Geo.3., Second Edition Corrected, with Additional Notes, Referring to the late Cases, &c., London 1818, 77.

12) 訳注：J. Wyatt, *The Repertory of Arts, Manufactures, and Agriculture, consisting of original communications, Specifications of Patent Inventions, Practical and Interesting*

被告：バーナード (John George Barnard) 書肆

被告訴訟代理人：リーチ (Leach), ヘイズ (Heyes)

被告定期刊行物：「小売商または商業的な雑誌 (The Tradesman, or Commercial Magazine, 1808-1812)」¹³⁾

裁判所：大法官裁判所

裁判官：大法官エルドン卿 (John Scott, 1st Earl of Eldon, 1751-1838)

判決日：1814年7月22日, 25日

原告は、「技能、製造、農業の宝庫 (The Repertory of Arts, Manufacture, and Agriculture)」という定期刊行物の著作者である。訴状では、原告は、この著作物、つまり、特許明細書、外国語の翻訳、独自解説等に単独の著作権があるという。被告らは、「小売商または商業的な雑誌 (The Tradesman, or Commercial Magazine)」という定期刊行物の発行者である。被告らの雑誌は、原告著作物の中から、同意なく、複写、圧縮、盗用した記事、フランス語やドイツ語からの翻訳、特許明細書を転載していた。被告らの宣誓供述書によれば、雑誌や月刊発行物の発行人の間では、外国語から翻訳した記事をお互いに利用するというのが一般的な実務であるという。それらは、他の著作物に登場した段階で公の財産権になるという。

原告訴訟代理人サミュエル・ロミリー卿 (Sir Samuel Romilly, 1757-1818), ジョンソン (Johnson) は、1809年の Longman v Winchester¹⁴⁾ のケースを引用して、差止命令を申し立てた。

Papers, selected from The Philosophical Transaction and scientific journals of all Nations, Monthly Intelligence relating to The Useful Arts, Proceedings of Learned Societies and Notices of all Patents granted for Inventions, London 1794-1862.

13) 訳注：The Tradesman; or, commercial magazine: including subjects relative to Commerce, Foreign and Domestic; together with suggestions for new commercial connexions; exposition of the history and processes of Manufactories; Enquiries and information on Fisheries, Mines, The Coal Trade, Canals, Corporations, Charters, & &c. Memoirs of Distinguished Manufacturers; Monthly Retrospect of Affairs; Bankrupts, price current, curse of exchange, price of stocks, canal shares, Hops, Meat, Leather, Tallow, &s. Vol. I (1808) - Vol. 9 (1812). London: printed for the Proprietors, by J. G. Barnard, Skinner-Street, Snow-Hill.

14) 原注 (a)：16 Vesey 269, Wilkins v Aikin, 17 Vesey 422, and Notes を参照。

被告訴訟代理人のリーチ（Leach）とヘイズ（Heyes）は、出版業界の慣例に依拠して、これらの著作物はオリジナルの作品でもなく、単なる編集物に過ぎないと主張した。さらに、翻訳者には、その翻訳に対する著作権があるとは一度も判断されたことがないと主張した。これらの翻訳が、原告自身によっておこなわれたということも証明されていないという。特許明細書は公衆に対する公の財産権である。

それに対し、原告訴訟代理人サミュエル・ロミリー卿は、翻訳もオリジナルの原文と同様に著作権の保護の対象であり、権利は原告自身の努力によって、あるいは購入ないしは贈与によって取得したものであったとしても侵害することは許されないと主張した。

大法官エルドン卿（John Scott, 1st Earl of Eldon, 1751-1838）

書肆の間での慣行は法をコントロールすることができない。特許明細書に関して、特許事務所に行って、明細書を複写し、それを印刷した者も、他人が明細書を複写すること禁止する権利を取得することはできない。翻訳に関しては、原告よって翻訳されたか、提供されたかに関係なく、それがオリジナルであれば、別の著作物と区別する根拠はない。したがって、差止命令が付与される。原告が最初に発行した翻訳を被告が発行することを禁止する。

7月25日

宣誓供述書が作成され、それによれば、訴状に外国の著作物を翻訳したものであると述べられた記事はすべて、原告によって雇われ、賃金が支払われた者によって翻訳され、また、原告が高額の対価で輸入した外国の書籍から翻訳されたという。この宣誓供述書に基づき、本件翻訳につき、差止命令が発せられた。